

令和7年度第1回 国保運営協議会
資料 1

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国民健康保険制度に係る保険料の延滞金の実施は、複雑な計算が伴いシステムによる管理が必要となるが、現行システムには当該機能が備わっていなかった。今回稼働するシステム標準化において、処理機能が実装されることから、システム標準化の稼働時期に合わせ、令和8年度より延滞金の徴収を実施する予定である。

徴収開始にあたり、納付期限後に生じた事由等による延滞金の減免の必要があるため、関係する条文の一部を改正する。

2 延滞金の開始時期

令和8年度当初賦課分の保険料から実施する。

3 各区の実施状況(令和7年4月1日現在)

制 度	延滞金実施区
国民健康保険制度	16区

4 改正内容

「納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合」としているところ、「その他延滞金の徴収が適当でないと認める場合」の文言を追記し、災害被災、著しい生活困窮、納付義務者の責によらない理由など、納期限後に生じた事由による減免の余地を新たに設ける。

改正前	改正後
<p>国民健康保険条例 第22条の2</p> <p>区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。</p>	<p>区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合<u>その他延滞金の徴収が適当でないと認める場合</u>においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。</p>

5 施行期日

公布の日とする。